

事 務 連 絡
平成27年 2 月 1 0 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(リステリア・モノサイトゲネス)

標記については、新たな検査法による登録検査機関の受託体制が整うまでの間の取り扱いについて、平成26年12月25日付け食安輸発1225第7号により通知したところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、リステリア・モノサイトゲネスに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

平成27年 2 月 4 日現在のリステリア・モノサイトゲネスに係る検査命令受託可能
検査機関

- (1) 一般財団法人 東京顕微鏡院
- (2) 一般財団法人 日本冷凍食品検査協会
- (3) 一般社団法人 食肉科学技術研究所
- (4) 一般財団法人 新日本検定協会